

廃 第 8 3 7 号

令和 2 年 9 月 1 5 日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部廃棄物指導課長

(公 印 省 略)

「**廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン**」
について (通知)

平素より本県の廃棄物行政に御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、表題の件につきまして、令和 2 年 9 月 7 日付け環循規発第 2009072 号
他により環境省環境再生・資源循環局長から別添のとおり通知がありました。

ついでには、排出事業者におかれましては、新たに策定されました「廃棄物に
関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に御留意いただき、廃棄物
による感染防止に必要な対策等を徹底くださいますよう、貴下会員への周知を
お願いします。

なお、当該ガイドラインは下記の環境省 Web サイトに掲載されていますの
で、周知の際に御活用ください。

記

○環境省 Web サイト

http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/202009corona_guideline.pdf

問い合わせ先

千葉県環境生活部廃棄物指導課

電 話 : 043-223-2757

ファクス : 043-221-5789

環循適発第2009074号
環循規発第2009072号
令和2年9月7日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省環境再生・資源循環局長
(公 印 省 略)

「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」について (通知)

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力を頂き御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関しては、令和元年末にWHOから中国・武漢市における確認が発表されて以降、世界的に感染が拡大し、我が国においても令和2年1月に感染者が確認され、その後感染が拡大した結果、緊急事態宣言が発出されて外出や経済活動の自粛等が求められるに至りました。

そうした状況にあっても、廃棄物の処理業者やその他の廃棄物の処理に関わる事業者は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置づけられており、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業を継続することが求められています。さらに、緊急事態宣言が解除された現在にあっても、引き続き感染拡大防止に向けた対策を行っていく必要があります。

これまで、廃棄物処理における新型コロナウイルス対策については、「廃棄物処理における新型コロナウイルス対策の実施等について(通知)」(令和2年1月30日付け環循適発第20013010号・環循規発第20013027号環境省環境再生・資源循環局長通知)により、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」

(平成21年3月)の内容に準拠するよう通知していたところですが、今般新たに、別添のとおり、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定し、廃棄物処理業者のみならず、排出者や地方公共団体を始めとする関係主体も対象に含めた上で、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況下において、排出時の感染防止策、適正な処理のために講ずべき対策、処理体制の維持のためにとるべき措置等について取りまとめました。

つきましては、本ガイドラインを貴管内廃棄物処理業者、**排出事業者**及び市区町村に対して周知するとともに、その内容を踏まえた必要な対策等が徹底されることにより、貴管下の廃棄物の適正な処理及び処理業務の安定的な継続に遺漏なきようお願いいたします。また、本ガイドラインは環境省ウェブサイトⁱⁱに掲載していますので、周知の際に御活用ください。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

i <http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/index.html>

ii http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/202009corona_guideline.pdf